

Title	肥塚肇雄君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.7 (2000. 7) ,p.126- 137
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000728-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の対外経済政策研究を大きく発展させたものとして、学界に対して寄与すること大であると評価し、同君に慶應義塾大学博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

二〇〇〇年三月四日

主査	慶應義塾大学院政策・メディア ア研究科教授法学研究科委員	曾根 泰教
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 (Ph. D)	添谷 芳秀

肥塚肇雄君学位請求論文審査報告

一 はじめに

肥塚肇雄君が提出した学位請求論文『無保険車傷害保険と保険者の免責—人的免責条項の法的性質に関する一考察』は、二〇〇〇字づめ原稿用紙約一五〇〇枚にも及ぶ大作であり、従来まったく論じられることのなかった「無保険車傷害保険」と「人的免責条項」との関係（とりわけ人的免責条項の法的性質）について、アメリカ法との比較法的検討を通して、それぞれの法的性質論を探索しつつ考察を加えたものであり、未開拓の分野に勇敢に挑戦した、きわめて意欲的な研究である。

任意対人賠償保険の被保険者が他の自動車によって被害を受けたとき、その加害車が無保険車である場合には十分な補償を受けられないおそれがある。無保険車傷害保険とは、このような結果は、任意対人賠償保険を十分に用意していた被保険者にとって、たまたま相手自動車が無保険で

あるためなんらの救済を受けないことになり酷であるといふことから考えられたものである。したがって、制度として考えられた無保険車傷害保険は、賠償義務者が無保険であったり、ひき逃げ事故を惹起した場合等、対人賠償保険の被害者保護機能が働かず、被害者自らが付保した人身傷害補償保険および加害者が付保すべき対人賠償保険の被害者保護の網の目からこぼれ落ちる被害者の損害を填補する重要な役割を担うものといつてよい。ところが、この無保険車傷害条項には人的免責条項が付いており、自動車事故の加害者（賠償義務者）と被害者（被保険者）との間に一定の身分関係があれば、保険者は免責されることとなっている。無保険車傷害保険の重要性を勘案し、また現代における配偶者・家族・近親者に対する社会の意識の変化などを考慮した場合に、無保険車傷害保険の填補範囲の可及的な拡大が要請されるが（本論文の内容からすれば、人的免責条項の不合理性を根拠とした廃止）、こうした周辺状況の変化が考慮されることは当然として、いったいいかなる根拠によりそれを理論づけ得るかが問題となる。

肥塚君は、今までともにそれぞれきわめて不十分な議論しかなされてこなかった、無保険車傷害保険の法的構造と人的免責条項の法的性質論の根本からの解明を行い、これ

を関連づけることによって、この問題に対する解答を見出すと試みた。

二 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序論

第一編 無保険車（傷害）保険に関する法的諸問題

第一章 アメリカ合衆国の無保険車保険（UMC）の創設とその発展についての素描

第二章 アメリカ法との比較法的考察

第一節 アメリカ合衆国の無保険車保険（UMC）の問題状況とその改善策

——Schwartzの改革案を中心として——

第二節 アメリカ法における無保険車保険（UMC）と

Hit-and-Run Accidents

第三節 フロリダ州における無保険車保険訴訟と弁護士費用

第三章 わが国の無保険車傷害保険に関する法的考察

第一節 無保険車傷害保険の法的構造

——弁護士費用の填補性を契機として——

第二節 無保険車傷害保険と請求権代位

第二編 自動車保険約款における人的免責条項

第一章 アメリカ法との比較法的考察

第二節 アメリカ法における親族間事故と保険者の免責

——「公序」(public policy)を視点として——
 第二節 ミズーリ州における親族間の自動車事故と保険者の免責

——Halpin v. American Family Mut. Ins. Co. 事件を素材にして——

第三節 カリフォルニア州における自動車保険契約者の保護と附合契約の法理

——責任保険約款の family or household exclusion clauses を対象として——

第二章 わが国の自動車保険約款における人的免責条項
 終論 無保険車傷害条項における人的免責条項の法的性質

三 本論文の内容

(一) 「序論」は、本研究の対象とする問題とはいったい何かという点を明らかにする。すなわち、無保険車傷害保険の法的構造自体、人的免責条項の法的性質自体については、それぞれ個別的な問題として論じられることはあったが、無保険車傷害保険と人的免責条項との関係については、従来まったく論じられることはなかったことから、これを考察の対象とし、人的免責条項の法的性質論を探究しようとする。そして、こうした肥塚君の意識は、なにも議

論のための議論ということではなく、自動車保険料率の自由化に伴う、現実的な問題にも解決の手段を提供するものとする。つまり、自動車保険料率の自由化が実施されると、任意無保険自動車台数の増加が懸念される。それにより、無保険車傷害保険の重要性が増大するが、その場合には、無保険車傷害保険の填補範囲の可及的な拡大が必要である。それにもかかわらず、現在の無保険車傷害条項にある人的免責条項では、自動車事故の加害者(賠償義務者)と被害者(被保険者)との間に一定の身分関係があれば、保険者は免責されるとしており、夫婦や家族の現代的状況からしてはたしてこうした制度でよいかが問題となる。結論的には、無保険車傷害条項に明記されている人的免責条項の趣旨は、運転者家族限定特約条項、運転者年齢二一歳、二六歳、三〇歳未満各不担保条項と同様、無保険車傷害保険の保険者の担保範囲を制限する条項であると考えべきであり、このように理解した場合にはじめて、近親者間事故担保特約条項の創設も可能となり、現代的状況に適合した制度になりうるとする。

本序論は、本論文のテーマとする問題の指摘ないしは提起、そして本研究の方向性を示すにとどまるものではあるが、無保険車傷害保険の現代的状況を踏まえた上で、従来

まったく論じられることのなかった問題にスポット・ライトを当ててきたということだけでも、充分な意義を有するものと言える。

(二) 第一編「無保険車(傷害) 保険に関する法的諸問題」は、第一章「アメリカ合衆国の無保険車保険(UMC)の創設とその発展についての素描」、第二章「アメリカ法との比較法的考察」、第三章「わが国の無保険車傷害保険に関する法的考察」の三章から成っている。もともと、わが国の無保険車傷害保険はアメリカの無保険車保険(UMC)を「範」としたものであるといわれており、わが国の無保険車傷害保険を考察するためには、範とされたアメリカ法上の制度の検討は避けて通れない基礎作業である。第一編は、このアメリカにおける制度の紹介を中心として、最終的にはわが国における無保険車傷害保険の法的構造に迫ろうとするものである。

第一章は、アメリカにおける無保険車保険(UMC)の意義・法的構造、創設の経緯、そして具体的な内容等について検討した後、その現在における発展状況と問題点について詳細に論じている。しかも特筆すべきは、その制度紹介に当たっても、強制責任保険法が存在する州(ニューヨーク

ク)と責任保険の付保を間接的に強制するに過ぎない賠償資力担保法が制定されている州(ニューハンブシャー)との両者について検討するなど、比較すべき制度の基本となっている構造全体にまで配慮したきわめて周到な比較法研究がなされている点である。

その結果、得られた結論は以下の通りである。すなわち、今まで「アメリカの制度が範とされてきた」と言われてきたが、むしろ厳密にはわが国の無保険車傷害保険とアメリカの無保険車保険とは異なる保険である。肥塚君によれば、確かに、第一当事者保険である点、被保険者が法律上の賠償請求権を有するときに限り適用されるという意味では賠償義務者の過失を要因とする保険であるという点、ともに損害填補型傷害保険であり、その給付額は、賠償義務者が法律上負担すべき損害賠償責任の額とされる点、などの類似性をとらえると、「範」として創設されたようにも考えられる。ところが、わが国の自動車損害賠償補償制度は、基本補償としての自動車損害賠償責任保険と、その上積みである任意対人賠償保険との二本建てである。その結果、まず加害車が自賠責無保険車であれば、まず政府の自動車損害賠償保障事業により保障金を受ける(自動車損害賠償保障法七一条)。さらに、被害者側は任意自動車保険を締

結しているが、加害車が任意対人賠償無保険車である場合において、被保険者が損害を被ったときには、保険金請求権者は、保険者に無保険車傷害保険金の請求をなし得る。

ただし、その担保範囲は、被保険者の生命侵害による損害、または身体が害されその直接の結果としての後遺障害の発生による損害に限られることとされている。これに対し、アメリカにおいては、一般に、責任保険の最低填補額を定める賠償資力担保法が、付保された責任保険の填補限度額を基準にして、無保険車保険の担保限度額を定めてくるという点、アメリカにおける「無保険車」とは、賠償義務者が責任保険を付保していない自動車をいい、わが国の無保険車傷害条項と比較すると無保険車の概念が異なるという点、アメリカでは、生命侵害、後遺障害の発生による損害に限定されず、傷害による損害も含まれるとする点、そして各州の制定法により、自動付帯されるか保険者による契約の申込が必要であるという意味においてアメリカにおける無保険車保険は強制的ないし準強制的性質を帯びるのに対し、わが国の無保険車傷害保険は、任意自動車保険の担保項目の一つとして自動付帯されてはいるが、あくまでも任意自動車保険契約を締結するか否かは保険者および保険契約者の自由であるという点などに大きな相違が見られる

ことからすると、やはり異なる保険であると主張する。

肥塚君の主張するように、強制的（ないしは準強制的）か否か、あるいは無保険車の概念の相違など、これらがある二つの保険を比較する場合において、区別の大きなメルクマールとなるであろうことは確かであろう。しかし、その法的性質を論ずるに際しては、むしろはじめに共通項とされたいくつかの問題こそが、その決め手となるように思えてならない。

第二章は、「アメリカ法との比較法的考察」と題されているが、その内容は三つの節からなっている。第一節は、「アメリカ合衆国の無保険車保険（UMC）の問題状況とその改善策——Schwartz の改革案を中心として——」、第二節は、「アメリカ法における無保険車保険（UMC）と Hit-and-Run Accidents」、第三節は、「フロリダ州における無保険車保険訴訟と弁護士費用」である。

第一節は、無保険車保険に関する現在の問題点と、近時発表されたいくつかの改善策について詳細に検討することにより、わが国無保険車傷害保険のあり方に示唆を与えようとするものである。無保険車保険に関する基本的な立場について、いわば対極にあるとも考えられる Schwartz と O'connell & Joost の提案について詳細な検討を行っている

る。前者は、現行の過失責任主義を前提にして、純粹に私保險的色彩を帯びる保險として位置付けようとするものであるのに対し、後者は、過失責任主義を基本原理とする自動車保險制度によるか、無過失責任主義を基本原理とする自動車保險制度によるかの選択を可能とする保險制度を創設するという、いわば徹底した自由主義原理に根ざした改革案といえる。ただし、後者の考え方はかなり遠い将来の課題ともいえるところから、塚塚君の主たる検討は前者の改善策についてである。そして、結論的には、第一章の結論である無保險車（傷害）保險自体の相違、およびそれを取り巻く法的環境の相違がある以上、にわかにはSchwartzの提案に賛同することはできないとする（Schwartzは、積極損害に限定し、また無形損害は排除しようとするが、いずれも日本で限定、排除する積極的根拠はないとする）。

第二節は、自動車保險利率の自由化というわが国の動向を踏まえ、無保險車の多発によるひき逃げを意識して、すでにそうした問題の現実化しているアメリカとの比較を行うおうとするものであり、詳細なアメリカ判例および学説の紹介を行っている。アメリカにおける議論は、無保險車保險の厳格な適用要件を緩める方向で判例法が努力しており、こうした事例においては被害者保護のための解釈がなされ

てきている。そして、わが国も近々そうした状況に立ち至ることは明白であるとの認識から、被害者救済を考えての商品改善の余地が大いに残されていると指摘する。

第三節は、わが国の無保險車傷害保險が損害填補型傷害保險であることから、弁護士費用が無保險車傷害事項の費用に該当するのか損害自体に該当するか問題となっており、この解決のための基礎作業として、フロリダ州との比較研究を行っている。ただし、この問題は次の第三章との関わりを有するため、ここでは内容には立ち入らない。

第三章は、「わが国の無保險車傷害保險に関する法的考察」である。そして、第一節の表題、すなわち「無保險車傷害保險の法的構造」からも明らかのように、第一編の塚塚君の主張はここに集約されている。本章は、さきの第一節および無保險車傷害保險と請求権代位を論じた第二節の二つの節から成っている。

第一節は、無保險車傷害保險は、責任保險における弁護士費用を填補するのかわという問題を契機として、無保險車傷害保險の法的構造について自らの見解を明らかにしている。塚塚君は、無保險車傷害保險の法的構造は、「責任保險」的に理解すべきではなく、「傷害保險」として理解すべきであると結論づけている。この点、学説上も二つに対

立している。保険金請求権者と賠償義務者との間における損害賠償額の確定は保険金請求の要件ではなく、たとえそれが確定していたとしても保険者はそれに拘束されることはない。無保険者傷害保険を第一当事者保険型の保険ととらえるのがいわゆる「傷害保険説」である。これに対し、無保険車傷害保険は、事故の相手方である無保険者の運行供用者に損害賠償義務がある場合に限って、その履行を保険会社が肩代わりするという趣旨のものであり、純粹の傷害保険とは性質を異にする。いわば「変形された責任保険」あるいは「第三者のためにする責任保険」的に把握するのが「責任保険説」である。したがって、こうした考え方によれば、賠償義務者を責任保険の被保険者とみてその者に保険金請求権と責任免脱請求権とを、被害者側に直接請求権を付与する責任保険と考えることとなる。

肥塚君は、責任保険説は、加害者（賠償義務者）が何ら経済的に負担することなく、被害者側の保険契約者の保険料負担によって、加害者が保険者による損害賠償額の立替払と免責の利益まで享受することとなり（商六四八条後段）、理論上保険者による賠償義務者への請求権代位（同六六二条）を肯定しえなくなるはずであるから、請求権代位を認めた無保険車傷害保険の法的構造を見誤っていると

鋭く指摘する。そして、この問題意識は、第二節「無保険車傷害保険と請求権代位」へと展開されてゆく。

第二節は、無保険車傷害保険と請求権代位の問題を中心に扱うものであるが、無保険車傷害保険に固有の問題のみでなく、請求権代位一般にまで考察が及んだ深い内容のものとなっている。そして、この考察の結果は、第二編の人的免責条項へと結びつくという意味で、本論文全体の構想からすれば、架橋の役割を果たすものである。

まず、無保険車傷害保険契約の商法上の位置付けから始めてみる。ここでは、無保険車傷害保険の保険事故の発生の客体は人体であるから、人保険の一種であり、「無保険車事故による被保険者の死亡、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生ずること」を保険事故とするから、傷害保険である。そして、傷害保険契約は、商法典上に規定がない無名保険契約であるから、定額給付方式も損害填補方式も可能であり、無保険車傷害保険はこの後者を採用しているのので、損害保険の一種ということになるが、人保険契約の一種でもあるため、人保険契約性に基づく問題については、生命保険契約の類推適用がなされることを忘れてはならないとする。そして、無保険車傷害保険の本質をそのように考えた場合、個別的な重要論点としては被

保険利益の概念が問題とされてくるが、肥塚君は、人保険の一種であるという性質を重大に考慮し、損害保険契約という被保険利益の主体として被保険者に要求される被保険利益は不要であるとする。

これらの問題は保険法上の最難関かつ最重要の問題である。責任保険説に立たない肥塚君の立場からすれば、むしろ当然の帰結であるともいえる。しかし、「人保険性に基づく問題」とそうでないものの具体的な検討がなされないままで言葉だけのそれでは説得力がないものであるし、被保険利益の問題については損害保険の本質に関わる問題であるところから、さらなる研究が要求される。

次に検討している点は、無保険車傷害保険における約定代位についてである。そして、この検討に当たっても、法定代位の検討から始めるというきわめて慎重な方法論を採用している。結論的には、現行の約定代位の規定は、被保険者以外の者も保険金請求権を取得することがあるということと平仄を合わせて、無保険車傷害保険契約に適した代位にするため、商法六六二条一項の文言の読み替えを行うとともに、損害填補方式の人保険契約である無保険車傷害保険契約にも請求権代位が適用されることを確認したものであるとしている。傷害保険説からの帰結が示されている。

本節では、最後に、約定代位と人的免責条項との関係を示すことにより、第二編への連絡を行っている。すなわち、人的免責条項の姿によっては、約定代位との関わりで問題が生じてしまうのである。

(三) 第二編「自動車保険約款における人的免責条項」は、第一章「アメリカ法との比較法的考察」および第二章「わが国の自動車保険約款における人的免責条項」から成っており、第一章はさらに、第一節「アメリカ法における親族間事故と保険者の免責——「公序」(public policy)を視点として——」、第二節「ミズーリ州における親族間の自動車事故と保険者の免責——Halpin v. American Family Mut. Ins. Co. 事件を素材にして——」、第三節「カリフォルニア州における自動車保険契約者の保護と附合契約の法理——責任保険約款の family or household exclusion clauses を対象として——」の三節から成っている。

第一節においては、アメリカにおける制度や判例との比較から、わが国の対人賠償保険約款上の人的免責条項の根拠・目的の合理性について検討している。そして、アメリカの親族免責条項と同様に、積極的にそれを正当化する根

拠は存しないと結論づけている。家庭内への個人主義の浸透は、家族のいわば「他人性」を顕現せしめているから、家族内でも損害賠償の請求が行われることとなり、他人性の希薄を根拠とする人的免責条項は合理性がないとする(第二節は、対人賠償保険の人的免責条項の合理性の再検討のための素材としてミズーリ州の判例を取り上げたものであるため、ここでは割愛する)。

問題は、このような人的免責条項は不当条項として無効とされるかである。根本的な議論に置き換えれば、「契約自由の原則」と「消費者保護」の理念をいかに調和させるかという問題である。一般論からすれば、対人賠償保険は損害保険であるから「契約自由の原則」が適用され、公益に関する規定以外は任意法規であるため、当事者が合意した契約内容に積極的な合理性がなくても、公序良俗に反しない限りは、無効とならない。したがって、人的免責条項について、たとえそこに合理性が欠けているとしても、無効とはされない。ところが、保険契約にあつては、ここに附合契約性という問題が関わり、保険契約者(消費者)の利益が不当に害される可能性がある。経済的優位者である保険会社が一方的に定めた保険約款による契約だからである。近年言われる『契約自由』から『契約正義』へ」と

いう問題である。附合契約とは何かの根本的検討が望まれる。

第三節は、第一節で問題提起された附合契約性との関わりについて、カリフォルニア州の判例を素材として検討を加えている。ここでは、アメリカ法上、親族免責条項の拘束力を否定する根拠として、非良心性の法理、漠然性の法理(作成者不利の解釈原則)、合理的期待の法理、保険者の信義義務違反の法理があることが紹介され、わが国においていかにこれが活用されるべきかが述べられている。丹念なアメリカ法の研究がなされているが、アメリカ法上いわれる附合契約性を根拠に単純にわが国に当てはめていくことができるかは検討の余地がある。

第二章は、本論文の結論部分をなすものといつてよい。人的免責条項の趣旨・目的とは何か、そしてそこに合理性が認められるかという議論から始め、最終的には人的免責条項の法的性質を探索しようとしている。すでに今までの紹介からも明らかなように、肥塚君は、人的免責条項の合理性にはきわめて懐疑的な態度をとっている。合理性を認める論者は、「家庭の平穩の維持」および「詐欺的請求の防止」を挙げるが、繰り返して述べてきたように、前者については個人主義の家庭内への浸透という反論が、後者に

いては近親者に固有の問題ではないとの批判がなしうるところから、人的免責条項を支える根拠はないとする。きわめて明快に結論に到達している。

そして、その法的性質については、自動車保険の本質的要請から人的免責条項が存在すると考えるのではなく（射倂契約である自動車保険にあつては詐欺的請求の誘発を未然に防止する必要がある）、保険者の担保範囲を制限する条項であると理解する。この問題は、本論文の中心部分をなすため、本論文の評価のところで詳述する。

四 本論文の評価

冒頭にも述べたように、本論文は、従来論じられることのなかった、あるいは先学が気づくことのなかった「無保険車傷害保険」と「人的免責条項」の関係を通して、人的免責条項の法的性質を検討しようとしたところに重大な意義を認めることができる。もちろん、「無保険車傷害保険」と「人的免責条項」のそれぞれについては、法的構造や法的性質を論じたものがなかったわけではないが、これを有機的に関連付けて論ずることによって、賛否は別としても、少なくとも無保険車傷害保険における人的免責条項に関しては、その性質を明らかにすることに成功したものと評価

しうる。そしてこのことは、同じく人的免責条項とはいっても、その基本となる保険契約との関係で、その法的性質も異なる可能性があるとの示唆を与えたものであり、今後の約款における免責条項の検討に一つの方法論を提供したものととして、高く評価されるべきものと考えられる。肥塚君は、無保険車傷害保険の法的構造に関する議論の中で、責任保険説に立った場合には、人的免責条項の法的性質は賠償責任条項に定める人的免責条項と同質のものとして理解することとなるのに対し、傷害保険説に立った場合には、無保険車傷害保険条項にいう人的免責条項は、必ずしも対人賠償保険にいう人的免責条項と同質のものとして理解しなければならぬものではないとする。賠償責任条項に明記された人的免責条項の法的性質に関する通説的見解はさきにも述べた本質説である。無保険車傷害保険の法的構造を対人賠償保険と同様に理解する責任保険説からすれば、無保険車傷害保険の人的免責条項の本質も本質説で理解することとなる。これに対し、肥塚君のように無保険車傷害保険の法的構造を傷害保険説の立場で理解すると、人的免責条項を、本質説で理解しなければならぬ論理的な要請はないこととなる。肥塚君は、少なくとも無保険車傷害条項を本質説で理解することは合理性を説明し得ないため採用し

ないとして、いわゆる担保制限説を採るべきであるとする。そして、担保制限説で人的免責条項を説明することこそが、現代的状态の下におけるもつとも優れた理解であること確信をもって主張している。比較法の丹念な検討、そして考えられる課題をほとんど網羅し検討してからの結論だけにきわめて説得力に富むものと言える。

以上は本論文の内容的な特色および優れた点についての指摘であるが、さらにその研究方法においても輝くものがある。とりわけ、わが国の無保険車保険制度のいわば母法ともされてきたアメリカ法ないしは制度の比較研究としては、きわめて周到かつ詳細であり、他に類を見ないほど精緻な紹介と検討がなされているからである。しかも、その上、比較法研究として高く評価されるべき点は、テーマとされる課題に寸分の狂いもなくねらいを定めた題材を提供しているということであろう。

今後、無保険車傷害保険および人的免責条項のいずれの研究に当たっても、必ずやその方法論において参照しなればならない研究として肥塚君の本論文が取り上げられるであろうことは確かである。しかし、本論文の直接的なテーマの解決は一応なしたとしても、今後に残された課題がないわけではない。そして、それらはすべて保険契約法

の根本に関わる問題である。まず第一に、無保険車傷害保険の法的構造に関してである。すでに内容の紹介において指摘したように、アメリカを「範」としたか否かの判断が本質的なところでなされたかどうかの点はやはり気になるし、より根本的に検討がなされなければならなかったであろうと思われる点は、人保険契約性と被保険利益の関係、および損害填補型の無保険車傷害保険の傷害保険性の確固たる根拠である。いずれも損害保険契約の本質に関わる問題であるところから、先学の研究を土台とするとしても、肥塚君の研究の基礎となる部分であろうから、さらなる研究が要求される。そして、人的免責条項に関しては、これもまた保険契約法の基本中の基本ともいえる、附合契約性と射倅契約性の検討の不十分さが指摘される。とりわけ、アメリカ法との比較研究という手法を採用したため、そこに拘泥してしまった傾向が見られ、真の意味での附合契約性および射倅契約性の検討がなされなまま、結論に導いてしまったとの印象を拭い去ることができない。さらにまた、せっかく Schwartz の改善策を紹介したにもかかわらず、その根本にある、私保険制度と消費者保護という現代的保険契約法の根本課題に対する自らの態度があまり明瞭にされなかったという点も残念でならない。

ただ、これらはいずれも保険契約法中の最難関の課題であり、おそらく肥塚君が生涯をかけて研究していかなければならないテーマであろう。われわれ審査員一同は、そうした期待を込めてあえて指摘するものであつて、このことによつて本論文の価値が減ずるというものではない。よつて、われわれ審査員一同は、肥塚肇雄君が提出した本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、ここにその旨を報告する次第である。

二〇〇〇年三月六日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士 宮島 司

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士 加藤 修

副査 慶應義塾大学名誉教授
武蔵工業大学教授法学博士 倉澤康一郎